

老人福祉施設整備費補助審査基準【未定稿】 目次

1	特別養護老人ホーム等施設整備費補助審査基準	P	1
(1)	特別養護老人ホーム及び併設ショート（ユニット型）施設整備費補助審査基準	P	2
(2)	特別養護老人ホーム及び併設ショート（従来型）施設整備費補助審査基準	P	16
(3)	養護老人ホーム施設整備費補助審査基準	P	28
(4)	介護専用型ケアハウス施設整備費補助審査基準	P	37
2	防災拠点型地域交流スペース補助審査基準	P	48

令和 7 年 月 日

特別養護老人ホーム等施設整備費補助審査基準

基準	判 断	現 状	留意事項
1 直近の決算書において、次期繰越活動増減差額がマイナスになっていないこと。	適・否	・3 か年の次期繰越活動増減差額 令和4年度 円 令和5年度 円 令和6年度 円	・過去3期連続して次期繰越活動増減差額がマイナスになっていないことが望ましい。
2 原則として過去3期（年単位）連続してサービス活動増減差額が黒字であること。ただし、一時的な理由による赤字の場合は、この限りではない。なお、過去3期連続してサービス活動増減差額が赤字である場合は認められない（看取り対応改修及び共生型改修を除く）。	適・否	・3 か年のサービス活動増減差額 令和4年度 円 令和5年度 円 令和6年度 円	・特別損失等の一時的な理由である場合は、その原因と黒字への転換計画（原則、事業完了時まで黒字転換が必要）について提出すること。
3 抵当権又は根抵当権が設定されていないこと。設定されている場合には、原則として専門家検討委員会前まで、遅くとも内示前までに抹消すること。ただし、補助事業者が当該施設整備を目的として購入した土地に係る抵当権については、抹消しなくても差し支えない。なお、改修については、福祉医療機構以外の抵当権等が設定されている場合は、所轄庁の承認を証明する書類を添付すること。	適・否	・抵当権（有（抹消予定（有・無））・無） ・根抵当権（有（抹消予定（有・無））・無） ・抹消予定時期（令和 年 月）	・抵当権又は根抵当権が設定されている場合には、協議書提出時に、内示前までに抹消することを記載した「（根）抵当権抹消確約書」（（根）抵当権者の記名押印があるもの）を添付すること。
4 本補助事業に係る事業費として、充当可能な自己資金は、原則として直近の決算書の貸借対照表における「現金預金等」と「次期繰越活動増減差額等」を比較して少ない方の額から、既存施設の運営資金（資金収支計算書の「事業活動収入計」の12分の1）を控除した額を上限とする。	適・否	・充当可能自己資金額 円 ・充当額 円	・本補助事業に係る事業費とは、用地費、整備費、運転資金及び法人事務費をいう。 ・「現金預金等」とは、現金預金、有価証券及び取崩し可能な積立資産をいう。 ・「次期繰越活動増減差額等」とは、次期繰越活動増減差額及び取崩し可能な積立金をいう。

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

- ・特養条例＝東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第40号)
- ・特養規則＝東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第44号)
- ・特養施行要領＝東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行要領(平成24年9月14日付24福保高施第1077号)
- ・指定条例＝東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第41号)
- ・指定規則＝東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第45号)
- ・指定施行要領＝東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領(平成24年11月16日付24福保高施第1468号)

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
建物 規模 等	建物配置 構造設備	・特養条例第10条、 第31条、第36条	1 建築基準法に規定する耐火建築物でなければならないこと。ただし、特養規則第5条第1項に定める要件を満たす場合は、準耐火建築物とすることができる。	適・否	・構造 _____造 地上____階、地下____階	・扉は引き戸とする等、車椅子でも使いやすい形状とすること。
		・特養規則第5条、 第9条	2 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならないこと。	適・否	・各階の主な用途(事業) ____階_____ ____階_____ ____階_____ ____階_____ ____階_____ ____階_____ ____階_____	・利用者の安全を確保するため、手すりを必要箇所に設けること。
		・特養施行要領第2 の6、7、25、第3の4	3 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(避難階段、非常警報設備等)を設けること。	適・否		・床は衝撃を吸収する床、例えば厚みのあるラバーのついた床などで仕上げるのが望ましい。
		・指定条例第44条	4 建物の設計に当たっては、高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(平成13年国土交通省告示第1301号)及び東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第33号)を参考として、入居者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できること	適・否		・壁及び扉ガラスには車椅子等による傷防止策(キックプレート等)が必要なこと。
		・指定規則第9条				・窓や手すりは、誤って転落しないような高さとし、万一に備えて転落防止策を講じること。
		・指定施行要領第5 の3				・手すりの開口部は、有効寸法で110mm以下とすること。
		・平成13年国土交通省告示第1301号「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」				・入居者が日常使用する各室(居室、浴室(脱衣室)、トイレ等)から廊下、屋外又はバルコニーに通ずる出入口の床面には、車椅子の通行の支障となる段差を設けないこと。ただし1階について、既存建物の改修により整備するユニット型特別養護老人ホームであって、避難経路が確保されており、緊急時に入居者、職員等の避難に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。
		・東京都福祉のまちづくり条例				

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
		・東京都福祉のまちづくり条例第2章第3節、第4節 ・東京都福祉のまちづくり条例第29条	5 車椅子使用者用駐車施設及び車椅子使用者用便房(以下「バリアフリートイレ」という。)を設置すること。その他、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合すること。ただし、特別養護老人ホームの整備予定地の区市町村の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている場合は、当該条例の整備基準に適合すること。 6 入居者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできるスペース(セミパブリックスペース)を設けること。	適・否 適・否	・バリアフリートイレ____階 便房面積 _____㎡ 手すり (有・無) オストメイト用汚物流し (有・無) ベビーチェア (有・無) ベビーベッド (有・無) ・セミパブリックスペース (有・無) ・地域交流スペース (有・無)	・竣工後に東京都福祉のまちづくり条例第15条第1項又は整備予定地の区市町村が独自に定める条例に規定する整備基準適合証の交付を受け、掲示すること。 ・雨天時の車椅子使用者等の乗降を考慮し、車椅子使用者駐車施設からエントランスまで、屋根又はひさしを設けること。 ・車椅子使用者用駐車施設の付近に利用居室等までの誘導表示を設けること。 ・バリアフリートイレは、エントランス付近に配置するよう努め、建物内の案内板等にその位置を表示すること。また、トイレの出入口には、当該バリアフリートイレの設備及び機能を表示すること。 ・希望者が集まってクラブ活動ができるスペース、身体を動かすことができるスペース、おしゃべりできるスペースがあること。 ・家族や地域の人々との交流が可能なスペース(地域交流スペース)が用意されていること。

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
規模		・基本指針 ・補助要綱	1 定員は30人以上とすること。 2 整備地域においてショートステイや小規模多機能型居宅介護等の利用者の心身機能の維持や家族のレスパイト機能のあるサービスが不足している場合に、整備により増加する特別養護老人ホームの定員の1割以上の併設ショートステイを整備することを原則とする（創設及び既存施設の増築に限る。）。また、整備予定地の区市町村の長は、地域におけるショートステイ等の充足状況に関する意見書を知事に提出することとし、知事が特に認める場合に限りこれによらないことができる。 3 1人当たりの延床面積は、38.0平方メートル以上とすること。	適・否 適・否 適・否	・入所定員 _____人 ・ショート定員_____人 ・延床面積（特養・ショート） _____㎡ $> \text{定員} \times 38.0 \text{ ㎡}$ $= \text{_____} \text{ ㎡}$	・整備地域のショートステイ機能が現状として不足している場合も、今後同様の機能を有する施設整備を行う予定があり、充足が見込まれるのであれば、併設ショートステイを整備しないことができる。 ・増築の場合にあっては、増築部分について1人当たりの延床面積を38.0平方メートル以上とすることが望ましい。ただし、既存部分と増築部分の合計面積が38.0平方メートル以上あれば差し支えない。
			1 整備区域内には、都市計画法第33条第1項第8号により開発行為が禁止されている区域（以下「災害レッドゾーン」という。）を原則として含まないこと。 また、災害レッドゾーンに該当しない場合であっても、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、浸水被害防止区域等、災害による被害が想定される区域に指定されている区域に施設を整備する場合は、安全確保や避難に係る設計上の工夫や設備の設置等の対策を講じること。 2 建設計画に当たり、容積率、防災上の適正な広さなど建築基準法等の関係法令に適合していること。	適・否 適・否	・災害レッドゾーンを（含む ・ 含まない） ・該当するものに○印を付け、その他あれば以下に記載 ①土砂災害警戒区域 ②浸水想定区域 ③浸水被害防止区域 ④その他 _____ _____	・災害レッドゾーンとは、災害危険区域（建築基準法第39条第1項）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条第1項）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項）、その他政令で定める地域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域）をいう。

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
施設	ユニット	・指定施行要領第 5 の 3 ・特養施行要領第 3 の 4	1 入居者の自律的な生活を保障する居室（使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）が不可欠であること。	適・否	・居宅に近い居住環境の工夫	・ユニットの入り口は玄関らしい「しつらえ」とすること。ドアを透過性の高い材質にするなど、ユニット内の様子がユニット外から露見する造りは認められない。 ・夜間の職員配置の観点から、同一階に設けるユニット数は偶数であることが望ましい。 ・可能な限り同一ユニット内に特別養護老人ホームの居室とショートステイの居室を混在させないこと。
			2 ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うものでなければならないこと。	適・否		
			3 ユニットの入居者が、他のユニットを通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。ただし、建物及び土地の形状に極めて制約があり、他のユニット内を通過する以外の移動経路を確保することが困難である場合は、他のユニット内（共同生活室及び諸室を除く。）を通過しても差し支えない。	適・否	・ 3 について、ただし書きの適用（ 有 ・ 無 ） - 有の場合 _____ 階 - ユニット内を通過する以外の経路の確保が困難である具体的な理由	

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

項 目			関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
ユ ニ ッ ト	居室		・特養条例第 36 条 ・特養規則第 9 条 ・特養施行要領第 2 の 6、7、第 3 の 4 ・指定条例第 44 条 ・指定規則第 9 条 ・指定施行要領第 5 の 3 ・東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領第 3 の 8 の 4 ・昭和 62 年 9 月 18 日社施第 107 号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」	1 1 室の定員は 1 人（個室）とすること。ただし、夫婦又はパートナーシップ関係にある二者で利用するなど、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2 人とすることができる。 2 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。近接して一体的に設けるとは次の 3 つをいう。 イ 当該共同生活室に隣接している居室 ロ 当該共同生活室に隣接してはいないが、イの居室と隣接している居室 ハ 当該共同生活室に近接して一体的に設けられ、ロの居室と隣接している居室(他の共同生活室のイ及びロに該当する居室を除く。 3 1 ユニットの入居定員は、原則として 12 人以下とすること。ただし、入居者の処遇に支障がない場合は、15 人以下とすることができる。 4 入居定員が 10 を超えるユニットを整備する場合においては、次のとおり職員を配置すること (1) 日勤時間帯の介護・看護職員の配置 ユニットごとに常時 1 人の配置に加えて、当該ユニットにおいて日勤時間帯に勤務する別の従業者の 1 日の勤務時間数の合計を 8 で除して得た数が、入居者の数が 10 を超えて 1 を増すごとに 0.1 以上となるように介護職員又は看護職員を配置すること。	適・否 適・否 適・否 適・否	・各階のユニット定員×ユニット数及び 2 人部屋の有無 階 有・無 階 有・無 階 有・無 階 有・無 階 有・無 階 有・無 階 有・無	・事業者の都合により一方的に 2 人部屋とする（同室させる）ことは認められない。 ・ベッドの位置や向きが変えられる広さと構造が望ましい（コンセント類の位置にも配慮すること。）。) ・持ち込んだ家具や物品を利用するための建築的・設備的配慮がされていること。 ・画一的な居室設計ではなく、ストレッチャーの移動や二方向介助などに支障のない重度の要介護者のケアにも対応できる広さの居室を設けるなど、入居者の介護度の状態に合わせた居室設計に配慮すること。 ・夜勤時間帯とは、午後 10 時から翌日の午前 5 時までを含めた連続する 16 時間をいい、日勤時間帯とは夜勤時間帯に含まれない連続する 8 時間をいう。 ・常時 1 人に加えて配置する職員の計算例 ・ 15 人ユニットの場合、常時 1 人の配置に加えて、日勤時間帯は 4 時間（8 時間×0.5）、夜勤時間帯は 2 ユニットごとに 8 時間（16 時間×0.5）の配置が必要。 ・配置する時間帯は、ケアの内容、入居者の状態等に応じて最も配置が必要な

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

項 目			関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
				(2) 夜勤時間帯の介護・看護職員の配置 2ユニットごとに1人の配置に加えて、当該2ユニットにおいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、入居者の合計数が20を超えて2又はその端数を増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護職員を配置すること。			時間帯に充てること。
				5 地階に設けてはならないこと。	適・否		
				6 1室の床面積（内法寸法）等は、10.65平方メートル以上とすること(洗面設備(必須)の面積を含み、トイレの面積を除く。)。ただし、2人部屋の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。	適・否	・居室のうち最小の床面積 _____㎡	【望ましい設備】 ・車椅子の高さに合わせた居室の鍵（室内から開けられること）
				7 寝台又はこれに代わる設備を備えること。	適・否	・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載) _____	・ベッドの高さやリクライニングの角度が手元で調節できる低床ベッド
				8 ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	適・否	_____	・衣服寝具の収納スペース
				9 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。	適・否	_____	・部屋ごとの冷暖房設備
				10 居室の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。	適・否	_____	・テレビ視聴の設備
				11 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。	適・否	・幅1.5メートルを下回るバルコニーがある場合の幅及び対策（一部を拡張し、車椅子の転回を可能にしている等) _____m	・横になった状態で照明、空調を手元でコントロールできるスイッチ
				12 2階以上の居室には、車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有する避難・搬送及び消防活動上有効なバルコニーを設けること。	適・否	_____	・居室の入口には、入居者が自らの居室を認識することが容易となるよう、目線の高さにサイン計画を施すこと。
						_____	・居室に通じるバルコニーは避難階段に接続していること。
						_____	・原則、バルコニーは1.5m幅を有すること。

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

項 目			関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
		共同生活室	・特養条例第36条 ・特養規則第9条 ・特養施行要領第2の7、19、第3の4、8 ・指定条例第44条 ・指定規則第9条 ・指定施行要領第4の24、第5の3、7、8	1 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状とすること。 2 入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるよう簡易な流し・調理設備を設けること。 3 地階に設けてはならないこと。 4 1の共同生活室の床面積（内法寸法）は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上とすること。 5 高齢者の身体及び状態に適したテーブルや椅子など、必要な設備及び備品を備えること。 6 ユニットの入居者全員と介護職員が、一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	・共同生活室のうち最小の床面積_____㎡ $> \text{ユニット定員} \times 2 \text{ ㎡}$ $= \text{_____} \text{ ㎡}$ ・共同生活室付近の手洗い （有・無） ・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載) _____ _____ _____	・ユニットの共同生活室同士が隣接する場合は、固定壁で仕切ること。 ・食事スペースの他に談話コーナーを設ける等、可能な限り交流の場が1か所に集中しないよう配慮すること。 ・談話コーナーは利用者の交流の場としてふさわしいしつらえとすること。 ・流し及び調理設備は、アイランド式にするなど、介護職員が家事の間もユニットの様子を確認できるような配置とすることが望ましい。 ・食事スペースのみで構成される場合はキッチンを含めて居室3室程度の広さが望ましい。 ・共同生活室付近に入居者が手を洗える設備を設けること。 【望ましい設備】 ・食器棚 ・冷蔵庫 ・電子レンジ ・食事スペースとリビングスペース（くつろぐことができるテーブル、椅子、ソファなど）の双方 ・車椅子用のシンクや調理台

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

項 目			関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
		洗面 設備	・特養条例条 36 条 ・特養規則第 9 条 ・特養施行要領第 3 の 4 ・指定条例第 44 条 ・指定規則第 9 条 ・指定施行要領第 5 の 3	1 居室ごとに設けること。 2 介護を必要とする者が使用するのに適したものとする。	適・否 適・否	・洗面部分の概ねの床面積 _____㎡	・居室のトイレ内に洗面台を設けた場合であっても、別に居室内に洗面設備を設けること。 【望ましい形状】 ・底がフラットなシンク ・コンセント ・車いす利用者を想定した鏡 ・湯水の温度調整設備 ・認知しやすい水栓金具

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

項 目			関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
		トイレ	・特養条例第 36 条 ・特養規則第 9 条 ・特養施行要領第 2 の 7、第 3 の 4 ・指定条例第 44 条 ・指定規則第 9 条 ・指定施行要領第 5 の 3	1 原則として、居室ごとに設けること。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることも差し支えない。この場合にあっては、共同生活室の近くに2か所以上分散して設けること。 なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。 2 手すり及びブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。	適・否 適・否	・設置状況及び箇所数 ①居室ごとに有り_____室 ②居室ごとに無し_____室 ③共同生活室近くのトイレ _____か所 - 洗面設備の有無 (有 ・ 無) ・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載)	・アコーディオンカーテン等を戸の代用とすることは認められない。 ・居室ごとにトイレがある場合でも、共同生活室の近くに最低1か所はトイレを設けること。なお、トイレ内に入居者が手を洗える設備を設けること。 ・居室ごとにトイレがない場合は、少なくともユニットの定員4人につき 1 か所のトイレを設けること。 【望ましい設備】 ・排泄の自立を促しやすい便器 ・手すり ・洗浄乾燥暖房付便座 ・拭き掃除が行いやすい床材 ・適切な臭い対策

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

項 目	関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
浴室	・特養条例第 36 条 ・特養規則第 9 条 ・特養施行要領第 3 の 4、7 ・指定条例第 44 条 ・指定規則第 9 条 ・指定施行要領第 5 の 3、7	1 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとする。 2 居室のある階ごとに適切な数の個別浴室を設けること。 3 個別浴槽（姿勢保持機能付を含む）、臥位式機械浴槽等、利用者の身体機能の低下に対応できる浴槽を設けること。	適・否 適・否 適・否	・設置状況及び箇所数 ①個別浴室 _____階_____か所 _____階_____か所 _____階_____か所 _____階_____か所 個別浴室のうち最小の床面積_____㎡ ②特殊浴室 _____階_____か所 _____階_____か所 _____階_____か所 _____階_____か所 ③その他(シャワー室等) (何が)_____か所	・浴室は、各ユニット内に設けることが望ましい。ただし、1ユニットの人数が10人未満の場合はこの限りでない。 ・一の浴室に対し、一の脱衣室を設けること（一の浴室又は脱衣室を固定壁以外の間仕切りで区画して二の浴室又は脱衣室とすることは認められない。ただし、複数の脱衣室が互いに隣接する場合であって、プライバシーが確保されると認められる場合は、脱衣室相互を仕切る固定壁に施錠可能な戸を設けてもよい。） ・一の浴室及びそれに対応する脱衣室について、同時に複数の入所者が利用することは認められない。 ・一の浴室に利用者の身体機能の低下に対応した複数の浴槽を設置する場合であっても、浴室は介助が可能な十分な広さを有し、利用者の安全に配慮されたものであること。 ・プライバシー確保のため、廊下等共用部から脱衣室への出入り口には戸を設けること（アコーディオンカーテン等を戸の代用とすることは認められない。）。 ・ユニット外に浴室を設ける場合は、原則、脱衣室内又は浴室に近接して入居者用のトイレを設けること。 ・脱衣室内にトイレを設ける場合は固定壁により仕切ること（可動間仕切やカーテン等で仕切るとは認められない。）。

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
						・脱衣室には、整容を行えるよう鏡及び洗面台を備えること。 【望ましい設備】 ・手すりや移乗台が設置できる構造 ・2方向もしくは3方向から介助が行える構造
	医務室	・特養条例第36条 ・特養規則第9条 ・特養施行要領第2の7、第3の4、第4の19 ・指定条例第44条 ・指定規則第9条 ・指定施行要領第4の24	1 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とし、入院施設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に基づく許可を得ること。 2 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。	適・否 適・否	・設置階数及び床面積 _____階_____m²	
	調理室	・特養条例第36条、第25条 ・特養施行要領第2の7、第2の19	1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 2 食器・調理器具等を消毒する設備、食器・食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。	適・否 適・否	・設置階数及び床面積 _____階_____m²	

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
	汚物処理室	・特養条例第 36 条 ・特養施行要領第 2 の 7	1 他の設備と区分された一定のスペースを確保し、換気及び衛生管理等に十分配慮すること。 2 入居者がむやみに立ち入らないよう、鍵等を備えること。	適・否 適・否	・設置状況及び箇所数 ①ユニット内に有り _____ユニット ②ユニット内に無し _____ユニット その場合、2 ユニットごとに (有 ・ 無)	・ユニットごともしくは2ユニットごとに互いのユニットに近接して設けること。 ・汚物処理室、洗濯室、浴室は近接して設けることが望ましい。 ・汚物処理室からの動線と、調理室からの動線が、重複しないよう配慮すること。

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
	廊下・階段等	・特養条例第 36 条 ・特養施行要領第 2 の 7 ・指定条例第 44 条 ・指定施行要領第 5 の 3	1 片側廊下の幅は 1.5 メートル以上、中廊下の幅は 1.8 メートル以上とすること（廊下の幅は内法によるものとし、柱・手すり等の構造物を含めた最も狭い部分において基準を満たすことを要件とする。）。ただし、既存建物の改修により整備するユニット型特別養護老人ホームであって、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。 2 廊下及び階段には、手すりを設けること。 3 階段の傾斜は、緩やかにすること。	適・否 適・否 適・否	・左欄のただし書きによる廊下がある場合における拡張部分の幅及び箇所数 _____m×_____m × _____か所	・廊下の両側に自由に出入りできる出入口が設けられている入居者が日常使用する室（居室、浴室（脱衣室）、トイレ等）がある廊下は、中廊下とみなす。 ・入居者が日常使用しない廊下については、本審査基準は適用しないが、1.2メートル程度あることが望ましい。

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

項 目	関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
その他	・特養条例第 36 条 ・特養施行要領第 2 の 7 ・指定条例第 44 条	1 ユニット及び浴室は、3 階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。 (1) 次のいずれかの基準を満たすこと。 イ ユニット又は浴室のある 3 階以上の各階に通じる特別避難階段を 2 以上(防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段を設ける場合は、1 以上)設けること。 ロ ユニット又は浴室のある 3 階以上の各階に通じる屋内の避難階段、エレベーター及び防災上避難等に有効な傾斜路を全て設けること。 ハ ユニット又は浴室のある 3 階以上の各階に通じる屋内の避難階段及び屋外の避難階段、エレベーター並びに車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを全て設けること。 (2) 3 階以上の階にあるユニット又は浴室及び当該設備と地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。 (3) ユニット又は浴室のある 3 階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備をいう。)により防災上有効に区画されること。	適・否 適・否 適・否 適・否	・1(1)について該当する項目 イ・ロ・ハ ・避難設備の有無 ①特別避難階段 _____基 ②屋内の避難階段_____基 ③屋外の避難階段_____基 ④傾斜路 _____階から_____階 ⑤エレベーター _____基 ・その他設備の有無 ①食事用等小荷物専用昇降機 _____基 ②洗濯物用等小荷物専用昇降機(又はシューター) _____基	・扉や窓及び手すり(裏側に溝のある場合)には、指詰め防止策を施すこと。

特別養護老人ホーム及び併設ショート(ユニット型)施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
			2 廊下、共同生活室、トイレその他必要な場所に常夜灯を設けること。 3 ユニット又は浴室が 2 階以上の階にある場合は、1 以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。 4 傾斜路は入居者の歩行及び輸送車、車椅子の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障のないようその傾斜は緩やかにし、その表面は粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。 5 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、共同生活室及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。 6 洗濯室又は洗濯場、介護材料室、事務室その他の運営上必要な設備を設けること。また、各階 2 か所以上スタッフ用トイレを設けること（倉庫、機械室等で構成される職員が常駐しない階を除く）。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	③常夜灯(感応式照明等) ・廊下(有・無) ・共同生活室(有・無) ・居室内のトイレ(有・無) ・居室外のトイレ(有・無) ・その他_____ ④洗濯室又は洗濯場 _____階_____か所 ⑤介護材料室 _____階_____か所 ⑥介護職員室又はコーナー (机等) ・ユニット内(有・無) ・ユニット外(有・無) ⑦スタッフ用トイレ _____階_____か所 _____階_____か所 _____階_____か所	

特別養護老人ホーム及び併設ショート(従来型)施設整備費補助審査基準

- ・特養条例＝東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第40号)
- ・特養規則＝東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第44号)
- ・特養施行要領＝東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行要領(平成24年9月14日付24福保高施第1077号)
- ・指定条例＝東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第41号)
- ・指定規則＝東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第45号)
- ・指定施行要領＝東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領(平成24年11月16日付24福保高施第1468号)

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
建 物 規 模 等	建物配置 構造設備	・特養条例第10条、 第11条、第31条	1 建築基準法に規定する耐火建築物でなければならないこと。ただし、特養規則第5条第1項に定める要件を満たす場合は、準耐火建築物とすることができる。	適・否	・構造 _____造 地上____階、地下____階	・扉は引き戸とする等、車椅子でも使いやすい形状とすること。
		・特養規則第5条	2 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならないこと。	適・否	・各階の主な用途(事業) ____階_____ ____階_____ ____階_____ ____階_____ ____階_____	・利用者の安全を確保するため、手すりを必要箇所に設けること。
		・特養施行要領第2 の6、7、25	3 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(避難階段、非常警報設備等)を設けること。	適・否		・床は衝撃を吸収する床、例えば厚みのあるラバーのついた床などで仕上げるのが望ましい。
		・指定条例第5条	4 建物の設計に当たっては、高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(平成13年国土交通省告示第1301号)及び東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第33号)を参考として、入居者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できること。	適・否		・壁及び扉ガラスには車椅子等による傷防止策(キックプレート等)が必要なこと。
		・指定規則第4条				・窓や手すりは、誤って転落しないような高さとし、万一に備えて転落防止策を講じること。
		・指定施行要領第3				・手すりの開口部は、有効寸法で110mm以下とすること。
		・平成13年国土交通省告示第1301号「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」				・入居者が日常使用する各室(居室、浴室(脱衣室)、トイレ等)から廊下、屋外又はバルコニーに通ずる出入口の床面には、車椅子の通行の支障となる段差を設けないこと。ただし、1階について、既存建物の改修により整備する特別養護老人ホームであって、避難経路が確保されており、緊急時に入居者、職員等の避難に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。
		・東京都福祉のまちづくり条例				

特別養護老人ホーム及び併設ショート(従来型)施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
		・東京都福祉のまちづくり条例第2章第3節、第4節 ・東京都福祉のまちづくり条例第 29 条	5 車椅子使用者用駐車施設及び車椅子使用者用便房（バリアフリースイレ）を設置すること。その他、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合すること。ただし、特別養護老人ホームの整備予定地の区市町村の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている場合は、当該条例の整備基準に適合すること。	適・否	・バリアフリースイレ ____階 便房面積 ____㎡ 手すり （有・無） オストメイト用汚物流し （有・無） ベビーチェア （有・無） ベビーベッド （有・無） ・地域交流スペース （有・無）	・竣工後に東京都福祉のまちづくり条例第15条第1項又は整備予定地の区市町村が独自に定める条例に規定する整備基準適合証の交付を受け、掲示すること。 ・雨天時の車椅子使用者等の乗降を考慮し、車椅子使用者駐車施設からエントランスまで、屋根又はひさしを設けること。 ・車椅子使用者用駐車施設の付近に利用居室等までの誘導表示を設けること。 ・バリアフリースイレは、エントランス付近に配置するよう努め、建物内の案内板等にその位置を表示すること。また、トイレの出入口には、当該バリアフリースイレの設備及び機能を表示すること。 ・家族や地域の人々との交流が可能なスペース（地域交流スペース）が用意されていること。 ・希望者が集まってクラブ活動ができるスペース、身体を動かすことができるスペース、おしゃべりできるスペースがあること。

特別養護老人ホーム及び併設ショート(従来型)施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
	規模	・基本指針 ・補助要綱	1 定員は30人以上とすること。 2 整備地域においてショートステイや小規模多機能型居宅介護等の利用者の心身機能の維持や家族のレスパイト機能のあるサービスが不足している場合に、整備により増加する特別養護老人ホームの定員の1割以上の併設ショートステイを整備することを原則とする（創設及び既存施設の増築に限る。）。また、整備予定地の区市町村の長は、地域におけるショートステイ等の充足状況に関する意見書を知事に提出することとし、知事が特に認める場合に限りこれによらないことができる。 3 1人当たりの延床面積は、34.13平方メートル以上とすること。	適・否 適・否 適・否	・入所定員 _____人 ・ショート定員 _____人 ・延床面積（特養・ショート） _____㎡ > 定員 _____人 × 34.13 ㎡ = _____㎡	・整備地域のショートステイ機能が現状として不足している場合も、今後同様の機能を有する施設整備を行う予定があり、充足が見込まれるのであれば、併設ショートステイを整備しないことができる。 ・増築の場合にあつては、増築部分について1人当たりの延床面積を34.13平方メートル以上とすることが望ましい。ただし、既存部分と増築部分の合計面積が34.13平方メートル以上であれば差し支えない。また、従来型個室の増築に限り、補助金を減じた上で、1人当たり延床面積34.13平方メートル未満の整備を認めることがある。
	立地等	・都市計画法 ・建築基準法 ・消防法等	1 整備区域内には、都市計画法第33条第1項第8号により開発行為が禁止されている区域（以下「災害レッドゾーン」という。）を原則として含まないこと。 また、災害レッドゾーンに該当しない場合であっても、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、浸水被害防止区域等、災害による被害が想定される区域に指定されている区域に施設を整備する場合は、安全確保や避難に係る設計上の工夫や設備の設置等の対策を講じること。 2 建設計画に当たり、容積率、防災上の適正な広さなど建築基準法等の関係法令に適	適・否 適・否	・災害レッドゾーンを （ 含む ・ 含まない ） ・該当するものに○印を付け、その他あれば以下に記載 ①土砂災害警戒区域 ②浸水想定区域 ③浸水被害防止区域 ④その他 _____ _____	・災害レッドゾーンとは、災害危険区域（建築基準法第39条第1項）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条第1項）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項）、その他政令で定める地域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域）をいう。

特別養護老人ホーム及び併設ショート(従来型)施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
			合していること。			
施設	居室	・特養条例第 11 条 ・特養規則第 5 条 ・特養施行要領第 2 の 7 ・指定条例第 5 条 ・指定施行要領第 3 ・昭和 62 年 9 月 18 日社施第 107 号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」	1 1 室の定員は 4 人以下とすること。 2 入所者のプライバシーに配慮すること。 3 多床室の場合、容易に個室に転換できるよう、次の設計上の工夫を行うこと。 (1) 個室転換後にも、1 室の 1 人当たりの床面積（内法寸法で 10.65 平方メートル以上）が確保できること。 (2) 各ベッドが窓に面する配置とすること。 (3) 4 床当たり 1 か所以上の便所を設けること。 (4) グループケアが実施できるよう、原則として 12 人までを一つの単位として、食堂（居間）を設けること。 (5) 居室のある階ごとに適切な数の個別浴室を設けること。 (6) 排泄、入浴など、マンツーマン方式を想定した設計であること。 4 地階に設けてはならないこと。 5 1 室の 1 人当たりの床面積（内法寸法）は、10.65 平方メートル以上とすること。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	・各階の定員×部屋数 ____階 ____人室× ____部屋 ____階 ____人室× ____部屋 ____階 ____人室× ____部屋 ____階 ____人室× ____部屋 ____階 ____人室× ____部屋 ・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載) _____ _____	・個室の場合、ベッドの位置や向きが変えられる広さと構造が望ましい（コンセント類の位置にも配慮すること。）。 ・持ち込んだ家具や物品を利用するための建築的・設備的配慮がされていること。 ・多床室の場合、視線を遮断することができる可動壁又は固定壁でベッドの間を仕切るなど個室的な配置にすること。カーテンや家具のみの間仕切りは適切ではない。 ・画一的な居室設計ではなく、ストレッチャーの移動や二方向介助などに支障のない重度の要介護者のケアにも対応できる広さの居室を設けるなど、入居者の介護度の状態に合わせた居室設計に配慮すること。 【望ましい設備】 ・個室の場合、車椅子の高さに合わせた居室の鍵（室内から開けられること） ・ベッドの高さやリクライニングの角度が手元で調節できる低床ベッド

特別養護老人ホーム及び併設ショート(従来型)施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
			6 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 7 ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 8 入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 9 居室の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 10 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 11 2階以上の居室には、車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有する避難・搬送及び消防活動上有効なバルコニーを設けること。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	・幅1.5メートルを下回るバルコニーがある場合の幅及び対策(一部を拡張し、車椅子の転回を可能にしている等) _____m _____ _____	・衣服寝具の収納スペース ・部屋ごとの冷暖房設備 ・テレビ視聴の設備 ・横になった状態で個人用の照明を手元でコントロールできるスイッチ ・居室の入口には、入居者が自らの居室を認識することが容易となるよう、目線の高さにサイン計画を施すこと。 ・居室に通じるバルコニーは避難階段に接続していること。 ・原則、バルコニーは1.5m幅を有すること。
	静養室	・特養条例第11条 ・特養規則第5条 ・特養施行要領第2の7 ・指定条例第5条 ・指定規則第4条 ・指定施行要領第3	1 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。 2 地階に設けてはならないこと。 3 寝台又はこれに代わる設備を備えること。 4 静養室の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。	適・否 適・否 適・否 適・否	・設置階数及び床面積 _____階 _____m²	

特別養護老人ホーム及び併設ショート(従来型)施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
			5 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 6 入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 7 ブザー又はこれに代わる設備を設けること。	適・否 適・否 適・否		
	洗面設備	・特養条例条 11 条 ・特養規則第 5 条 ・特養施行要領第 2 の 7 ・指定条例第 5 条 ・指定規則第 4 条	1 居室ごとに設けること。 2 介護を必要とする者が使用するのに適したものとする。	適・否 適・否	・設備状況及び箇所数 ①居室内に有り_____室 ②居室内に無し_____室 ③その他設置場所(食堂に○か所等) _____ _____	・居室のトイレ内に洗面台を設けた場合であっても、別に居室内に洗面設備を設けること。 【望ましい形状】 ・底がフラットなシンク ・コンセント ・車いす利用者を想定した鏡 ・湯水の温度調整設備 ・認知しやすい水栓金具

特別養護老人ホーム及び併設ショート(従来型)施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
	トイレ	・特養条例第 11 条 ・特養規則第 5 条 ・特養施行要領第 2 の 7 ・指定条例第 5 条 ・指定規則第 4 条 ・指定施行要領第 3	1 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 2 トイレのもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保すること。 3 手すり及びブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。	適・否 適・否 適・否	・設置状況及び箇所数 ①居室内に有り_____室 ②居室内に無し_____室 ③その他設置場所 _____ - 洗面設備の有無 (有 ・ 無) ・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載) _____ _____	・アコーディオンカーテン等を戸の代用とすることは認められない。 ・少なくとも定員 4 人につき 1 か所のトイレを設けること。 ・居室の外にトイレを設ける場合は、トイレ内に入居者が手を洗える設備を設けること。 【望ましい設備】 ・排泄の自立を促しやすい便器 ・手すり ・洗浄乾燥暖房付便座 ・拭き掃除が行いやすい床材 ・適切な臭い対策

特別養護老人ホーム及び併設ショート(従来型)施設整備費補助審査基準

項 目	関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
浴室	・特養条例第 11 条 ・特養規則第 5 条 ・特養施行要領第 2 の 7 ・指定条例第 5 条 ・指定規則第 4 条 ・指定施行要領第 3	1 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 2 個別浴槽（姿勢保持機能付を含む）、臥位式機械浴槽等、利用者の身体機能の低下に対応できる浴槽を設けること。	適・否 適・否	・設置状況及び箇所数 ①個別浴室 _____階_____か所 _____階_____か所 _____階_____か所 _____階_____か所 個別浴室のうち最小の床面積_____㎡ ②特殊浴室 _____階_____か所 _____階_____か所 _____階_____か所 _____階_____か所 ③その他(シャワー室等) (何が)_____か所 (何が)_____か所	・浴室は、居室のある階ごとに設けること。 ・個別浴室をケアの単位ごとに設けることが望ましい。 ・マンツーマン方式を想定した配置が望ましい。 ・一の浴室に対し、一の脱衣室を設けること（一の浴室及び脱衣室を固定壁以外の間仕切りで区画して二の浴室及び脱衣室とすることは認められない。ただし、複数の脱衣室が互いに隣接する場合であって、プライバシーが確保されると認められる場合は、脱衣室相互を仕切る固定壁に施錠可能な戸を設けてもよい。） ・一の浴室に利用者の身体機能の低下に対応した複数の浴槽を設置する場合であっても、浴室は介助が可能な十分な広さを有し、利用者の安全に配慮されたものであること。 ・プライバシー確保のため、廊下等共用部から脱衣室への出入り口には戸を設けること（アコーディオンカーテン等を戸の代用とすることは認められない。）。 ・居室から離れて個別浴室を設ける場合は、脱衣室内又は浴室に近接して入所者用のトイレを設けることが望ましい。 ・脱衣室内にトイレを設ける場合は固定壁により仕切ること（可動間仕切やカーテン等で仕切るとは認められない。）。

特別養護老人ホーム及び併設ショート(従来型)施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
						・脱衣室には、整容を行えるよう鏡及び洗面台を備えること。 【望ましい設備】 ・手すりや移乗台が設置できる構造 ・2方向もしくは3方向から介助が行える構造
	医務室	・特養条例第11条、第25条 ・特養規則第5条 ・特養施行要領第2の7 ・指定条例第5条、第30条 ・指定規則第4条 ・指定施行要領第3、第4の24	1 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とし、入院施設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に基づく許可を得ること。 2 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。	適・否 適・否	・設置階数及び床面積 _____階_____㎡	
	調理室	・特養条例第11条、第25条 ・特養規則第5条 ・特養施行要領第2の7、19	1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 2 食器・調理器具等を消毒する設備、食器・食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。	適・否 適・否	・設置階数及び床面積 _____階_____㎡	

特別養護老人ホーム及び併設ショート(従来型)施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
	介護職員室	・特養条例第 11 条 ・特養規則第 5 条	1 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。 2 必要な備品を揃えること。	適・否 適・否	・設置階数、階の定員及び床面積 ____階____人____㎡ ____階____人____㎡ ____階____人____㎡	
	食堂及び機能訓練室	・特養条例第 11 条 ・特養規則第 5 条 ・特養施行要領第 2 の 7 ・指定条例第 5 条 ・指定規則第 4 条 ・指定施行要領第 3	1 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した床面積（内法寸法）は 3 平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 2 必要な備品を揃えること。	適・否 適・否	①食堂の床面積 ____㎡×____室=____㎡ ②機能訓練室の床面積 ____㎡×____室=____㎡ ①+②=____㎡ >入所定員____人×3 ㎡ =____㎡	・グループ（少人数）ケアの観点重視し、12人までを単位に一つの食堂を設けること。
	汚物処理室	・特養条例第 11 条、 ・特養規則第 5 条 ・特養施行要領第 2 の 7	1 他の設備と区分された一定のスペースを確保し、換気及び衛生管理等に十分配慮すること。 2 入居者がむやみに立ち入らないよう、鍵等を備えること。	適・否 適・否	・設置階数及び床面積 ____階____㎡	・汚物処理室、洗濯室、浴室は近接して設けることが望ましい。 ・汚物処理室からの動線と、調理室からの動線は、重複しないよう配慮すること。

特別養護老人ホーム及び併設ショート(従来型)施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
	廊下・階段等	・特養条例第 11 条 ・特養施行要領第 2 の 7 ・指定条例第 5 条	1 片側廊下の幅は 1.5 メートル以上、中廊下の幅は 1.8 メートル以上とすること（廊下の幅は内法によるものとし、柱・手すり等の構造物を含めた最も狭い部分において基準を満たすことを要件とする。）。ただし、既存建物の改修により整備する特別養護老人ホームであって、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。 2 廊下及び階段には、手すりを設けること。 3 階段の傾斜は、緩やかにすること。	適・否 適・否 適・否	・左欄のただし書きによる廊下がある場合における拡張部分の幅及び箇所数 _____m×_____m × _____か所	・廊下の両側に自由に出入りできる出入口が設けられている入居者が日常使用する室（居室、浴室（脱衣室）、トイレ等）がある廊下は、中廊下とみなす。 ・入居者が日常使用しない廊下については、本審査基準は適用しないが、1.2メートル程度あることが望ましい。

特別養護老人ホーム及び併設ショート(従来型)施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
	その他	・特養条例第 11 条 ・特養施行要領第 2 の 7	1 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室等」という。）は、3 階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室等については、この限りでない。 (1) 次のいずれかの基準を満たすこと。 イ 居室等のある 3 階以上の各階に通じる特別避難階段を 2 以上(防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段を設ける場合は、1 以上)設けること。 ロ 居室等のある 3 階以上の各階に通じる屋内の避難階段、エレベーター及び防災上避難等に有効な傾斜路を全て設けること。 ハ 居室等のある 3 階以上の各階に通じる屋内の避難階段及び屋外の避難階段、エレベーター並びに車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを全て設けること。 (2) 3 階以上の階にあるユニット又は浴室及び当該設備と地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。 (3) 居室等がある 3 階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備をいう。)により防災上有効に区画されること。	適・否 適・否 適・否	・ 1(1)について該当する項目 イ・ロ・ハ ・ 避難設備の有無 ①特別避難階段 _____基 ②屋内の避難階段_____基 ③屋外の避難階段_____基 ④傾斜路 _____階から_____階 ⑤エレベーター _____基 ・ その他設備の有無 ①食事用等小荷物専用昇降機 _____基 ②洗濯物用等小荷物専用昇降機(又はシューター) _____基	・扉や窓及び手すり(裏側に溝のある場合)には、指詰め防止策を施すこと。

特別養護老人ホーム及び併設ショート(従来型)施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
			2 廊下、トイレその他必要な場所に常夜灯を設けること。 3 居室等が 2 階以上の階にある場合は、1 以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。 4 傾斜路は入居者の歩行及び輸送車、車椅子の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障のないようその傾斜は緩やかにし、その表面は粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。 5 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。 6 看護職員室、面談室、洗濯室又は洗濯場、介護材料室、事務室その他の運営上必要な設備を設けること。また、各階 2 か所以上スタッフ用トイレを設けること（倉庫、機械室等で構成される職員が常駐しない階を除く）。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	③常夜灯(感応式照明等) ・廊下(有・無) ・共同生活室(有・無) ・居室内のトイレ(有・無) ・居室外のトイレ(有・無) ・その他_____ ④看護職員室 _____階_____m² ⑤面談室 _____階_____m² ⑥洗濯室又は洗濯場 _____階_____か所 ⑦介護材料室 _____階_____か所 ⑧スタッフ用トイレ _____階_____か所 _____階_____か所 _____階_____か所	

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

- ・養護条例＝東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第39号)
- ・養護規則＝東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第43号)
- ・養護施行要領＝東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する施行要領(平成24年10月16日24福保高施第1311号)
- ・特定条例＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第111号)
- ・特定規則＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第141号)
- ・特定施行要領＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日24福保高介第1882号)

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
建物 規模等	建物配置 構造設備	・養護条例第10条、第13条、第19条、第28条 ・養護規則第5条 ・養護施行要領7、10、25 ・特定条例第241条 ・特定規則第62条 ・平成13年国土交通省告示第1301号「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」 ・東京都福祉のまちづくり条例	1 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物でなければならないこと。	適・否	・構造 _____造 地上____階、地下____階 ・各階の主な用途(事業) ____階_____ ____階_____ ____階_____ ____階_____	・入所者と家族の面会場所について、入所者やその家族の利便に配慮したものとする。 ・扉は引き戸とする等、車椅子でも使いやすい形状とすること。 ・利用者の安全を確保するため、手すりを必要箇所に設けること。 ・床は衝撃を吸収する床、例えば厚みのあるラバーのついた床などで仕上げるのが望ましい。 ・壁及び扉ガラスには車椅子等による傷防止策(キックプレート等)が必要なこと。 ・窓や手すりは、誤って転落しないような高さとし、万一に備えて転落防止策を講じること。 ・手すりの開口部は、有効寸法で110mm以下とすること。 ・入居者が日常使用する各室(居室、浴室(脱衣室)、トイレ等)から廊下、屋外又はバルコニーに通ずる出入口の床面には、車椅子の通行の支障となる段差を設
			2 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分配慮されたものでなければならないこと。	適・否		
			3 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(避難階段、非常警報設備等)を設けること。	適・否		
			4 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならないこと。	適・否		
			5 建物の設計に当たっては、高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(平成13年国土交通省告示第1301号)及び東京都福祉のまちづくり条例(平成7年東京都条例第33号)を参考として、入居者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できること。	適・否		

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
		・東京都福祉のまちづくり条例第2章第3節、第4節 ・東京都福祉のまちづくり条例第 29 条	6 車椅子使用者用駐車施設及びバリアフリートイレを設置すること。その他、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合すること。ただし、養護老人ホームの整備予定地の区市町村の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている場合は、当該条例の整備基準に適合すること。 7 教養娯楽設備等を備えること。	適・否 適・否	・バリアフリートイレ_____階 便房面積 _____㎡ 手すり (有・無) オストメイト用汚物流し (有・無) ベビーチェア (有・無) ベビーベッド (有・無)	けないこと。ただし1階について、既存建物の改修により整備する養護老人ホームであって、避難経路が確保されており、緊急時に入居者、職員等の避難に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。 ・竣工後に東京都福祉のまちづくり条例第15条第1項又は整備予定地の区市町村が独自に定める条例に規定する整備基準適合証の交付を受け、掲示すること。 ・雨天時の車椅子使用者等の乗降を考慮し、車椅子使用者駐車施設からエントランスまで、屋根又はひさしを設けること。 ・車椅子使用者用駐車施設の付近に利用居室等までの誘導表示を設けること。 ・バリアフリートイレは、エントランス付近に配置するよう努め、建物内の案内板等にその位置を表示すること。また、トイレの出入口には、当該バリアフリートイレの設備及び機能を表示すること。

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
	規模	・養護条例第 11 条 ・養護施行要領 8	1 定員は30人以上とすること。 2 1人当たりの延床面積は、29.2平方メートル以上とすること。	適・否 適・否	・入所定員 _____人 ・延床面積（養護） _____m² >定員_____人×29.2 m² = _____m²	・増築の場合にあっては、増築部分について1人当たりの延床面積を29.2平方メートル以上とすることが望ましい。ただし、既存部分と増築部分の合計面積が29.2平方メートル以上あれば差し支えない。
	立地等	・都市計画法 ・建築基準法 ・消防法等	1 整備区域内には、都市計画法第33条第1項第8号により開発行為が禁止されている区域（以下「災害レッドゾーン」という。）を原則として含まないこと。 また、災害レッドゾーンに該当しない場合であっても、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、浸水被害防止区域等、災害による被害が想定される区域に指定されている区域に施設を整備する場合は、安全確保や避難に係る設計上の工夫や設備の設置等の対策を講じること。 2 建設計画に当たり、容積率、防災上の適正な広さなど建築基準法等の関係法令に適合していること。	適・否 適・否	・災害レッドゾーンを（含む ・ 含まない） ・該当するものに○印を付け、その他あれば以下に記載 ①土砂災害警戒区域 ②浸水想定区域 ③浸水被害防止区域 ④その他 _____ _____	・災害レッドゾーンとは、災害危険区域（建築基準法第 39 条第 1 項）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第 3 条第 1 項）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条第 1 項）、その他政令で定める地域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域）をいう。

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
施設	居室	・養護条例第12条、第13条 ・養護規則第5条 ・養護施行要領10 ・特定条例第241条 ・特定施行要領第3の10の2の2 ・昭和62年9月18日社施第107号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」	1 1室の定員は1人（個室）とする。ただし入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる。	適・否	・各階の定員及び2人部屋の有無 _____階_____人_____有・無 _____階_____人_____有・無 _____階_____人_____有・無 _____階_____人_____有・無 ・居室のうち最小の床面積 _____㎡	・2人部屋の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。 ・床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 ・ベッドの位置や向きが変えられる広さと構造が望ましい（コンセント類の位置にも配慮すること。）。 ・持ち込んだ家具や物品を利用するための建築的・設備的配慮がされていること。 【望ましい設備】 ・車椅子の高さに合わせた居室の鍵（室内から開けられること） ・ベッドの高さやリクライニングの角度が手元で調節できる低床ベッド ・部屋ごとの冷暖房設備 ・テレビ視聴の設備 ・居室に通じるバルコニーは避難階段に接続していること。 ・原則、バルコニーは1.5m幅を有すること。
			2 地階に設けてはならないこと。	適・否		
			3 1室の1人当たりの床面積（内法寸法）は、10.65平方メートル以上とすること。	適・否		
			4 居室の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。	適・否		
			5 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備（押入れ（これに代わるものとして設置したタンス等を含む。）、床の間、踏み込み等の設備をいう。）を設けること。	適・否		
			6 ブザー等緊急の連絡に必要な設備を設けること。	適・否		
			7 2階以上の居室には、車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有する避難・搬送及び消防活動上有効なバルコニーを設けること。	適・否		

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
	静養室	・養護条例第 13 条 ・養護規則第 5 条 ・養護施行要領 10	1 医務室又は職員室に近接して設けること。 2 地階に設けてはならないこと。 3 原則として一階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。 4 静養室の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 5 寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を備えること。 6 静養室のもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さを確保すること。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	・設置階数及び床面積 _____ 階 _____ m²	
	洗面所	・養護条例第 13 条 ・養護規則第 5 条	1 居室ごとに設けること。	適・否		・居室のトイレ内に洗面台を設けた場合であっても、別に居室内に洗面設備を設けること。 【望ましい形状】 ・底がフラットなシンク ・コンセント ・車いす利用者を想定した鏡 ・湯水の温度調整設備 ・認知しやすい水栓金具

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
	トイレ	・養護条例第 13 条 ・養護規則第 5 条 ・養護施行要領 10 ・特定条例第 241 条 ・特定規則第 62 条	1 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設置し、非常用設備（ブザー又はこれに代わる設備等）を備えていること。 2 トイレのもつ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保すること。	適・否 適・否	・設置状況及び箇所数 ①居室内に有り_____室 ②居室内に無し_____室 ③居室外 _____階 男____か所 女____か所 _____階 男____か所 女____か所 洗面設備の有無 （ 有 ・ 無 ） ・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載) _____ _____	・アコーディオンカーテン等を戸の代用とすることは認められない。 ・手すり及びブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ・居室の外にトイレを設ける場合は、トイレ内に入居者が手を洗える設備を設けること。 【望ましい設備】 ・排泄の自立を促しやすい便器 ・洗浄乾燥暖房付便座 ・拭き掃除が行いやすい床材 ・適切な臭い対策
	医務室	・養護条例第 13 条、第 22 条 ・養護規則第 5 条、第 6 条 ・養護施行要領 10、19	1 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。 2 入所施設を有しない診療所として医療法第 7 条第 1 項の規定に基づく許可を得ること。	適・否 適・否	・設置階数及び床面積 _____階_____㎡	
	調理室	・養護条例第 13 条 ・養護規則第 5 条 ・養護施行要領 10	1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 2 食器・調理器具等を消毒する設備、食器・食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。	適・否 適・否	・設置階数及び床面積 _____階_____㎡	

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
	職員室	・養護条例第 13 条 ・養護規則第 5 条	1 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。	適・否	・設置階数及び床面積 _____階_____㎡	
	食堂	・養護条例第 13 条 ・養護規則第 5 条 ・養護施行要領 10 ・特定条例第 241 条 ・特定規則第 62 条 ・特定施行要領第 3 の 10 の 2 の 2	1 食堂の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。	適・否	・設置階数及び床面積 _____階_____㎡	
	汚物処理室	・養護基準第 13 条 ・養護規則第 5 条 ・養護施行要領 10	1 他の設備と区別された一定のスペースを確保すること。 2 入居者がむやみに立ち入らないよう、鍵等を備えること。	適・否 適・否	・設置階数及び床面積 _____階_____㎡	・換気及び衛生管理等に十分配慮すること。 ・汚物処理室からの動線と、調理室からの動線が、重複しないよう配慮すること。
	廊下・階段等	・養護条例第 13 条 ・養護規則第 5 条	1 片側廊下の幅は、1.35 メートル以上、中廊下の幅は、1.8 メートル以上とすること（廊下の幅は内法によるものとし、柱・手すり等の構造物を含めた最も狭い部分において基準を満たすことを要件とする。）。 2 階段の傾斜は、緩やかにすること。	適・否 適・否		・廊下及び階段には、手すりを設けること。 ・廊下の両側に自由に出入りできる出入口が設けられている入居者が日常使用する室（居室、浴室（脱衣室）、トイレ等）がある廊下は、中廊下とみなす。 ・入居者が日常使用しない廊下については、本審査基準は適用しないが、1.2メートル程度あることが望ましい。

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
	浴室	・養護条例第 13 条 ・養護規則第 5 条 ・特定条例第 241 条 ・特定規則第 62 条 ・特定施行要領第 3 の 10 の 2 の 2	1 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。	適・否	・設置状況及び箇所数 ①個別浴室及び浴槽 _____階_____か所 個別浴室のうち最小の床面積_____㎡ ②その他(特殊浴槽やシャワー室等) (何が)_____か所	・一の浴室に対し、一の脱衣室を設けること（一の浴室又は脱衣室を固定壁以外の間仕切りで区画して二の浴室又は脱衣室とすることは認められない。ただし、複数の脱衣室が互いに隣接する場合であって、プライバシーが確保されると認められる場合は、脱衣室相互を仕切る固定壁に施錠可能な戸を設けてもよい。） ・一の浴室に利用者の身体機能の低下に対応した複数の浴槽を設置する場合であっても、浴室は介助が可能な十分な広さを有し、利用者の安全に配慮されたものであること。 ・プライバシー確保のため、廊下等共用部から脱衣室への出入り口には戸を設けること（アコーディオンカーテン等を戸の代用とすることは認められない。）。 ・居室から離れて浴室を設ける場合は、脱衣室内又は浴室に近接して入所者用のトイレを設けることが望ましい。 ・脱衣室には、整容を行えるよう鏡及び洗面台を備えること。
	その他	・養護基準第 13 条 ・養護規則第 5 条 ・養護施行要領 10	1 集会室、宿直室、面談室、洗濯室又は洗濯場、霊安室及び事務室その他運営上必要な設備を設けること。 2 上記について、それぞれの室の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保すること 3 居室等が 2 階以上の階にある場合は、1	適・否 適・否 適・否	・設置階数及び床面積 集会室_____階_____㎡ 宿直室_____階_____㎡ 面談室_____階_____㎡ 洗濯室又は洗濯場 _____階_____㎡	・傾斜路は入所者の歩行及び輸送車、車椅子の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障のないようその傾斜は緩やかにし、その表面は粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。 ・扉や窓及び手すり（裏側に溝のある場合）には、指詰め防止策を施すこと。

養護老人ホーム施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
			以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。		霊安室____階_____m ²	
			4 各階 2 か所以上スタッフ用トイレを設けること（倉庫、機械室等で構成される職員が常駐しない階を除く）。 5 廊下、トイレその他必要な場所に常夜灯を設けること。 6 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。	適・否 適・否 適・否	・その他設備の有無 ①エレベーター_____基 ②傾斜路__階から__階 ③スタッフ用トイレ _____階_____か所 _____階_____か所 _____階_____か所 ④常夜灯(感応式照明等) ・廊下(有・無) ・トイレ(有・無)	

介護専用型ケアハウス施設整備費補助審査基準

- ・軽費条例＝東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第114号)
- ・軽費規則＝東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第137号)
- ・軽費施行要領＝東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び規則施行要領(平成25年4月3日24福保高施第2452号)
- ・特定条例＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第111号)
- ・特定規則＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年東京都規則第141号)
- ・特定施行要領＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領(平成25年3月29日24福保高介第1882号)

※その他、ユニット型特別養護老人ホームに関する基準を一部準用している。

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
建物 規模 等	建物配置 構造設備	・軽費条例第10条、第11条、第32条 ・軽費規則第5条 ・軽費施行要領第1の7、8、26 ・特定条例第219条 ・特定規則第58条 ・平成13年国土交通省告示第1301号「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」 ・東京都福祉のまちづくり条例	1 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築でなければならないこと。	適・否	・構造 _____造 地上____階、地下____階 ・各階の主な用途(事業) ____階____ ____階____ ____階____ ____階____ ____階____	・扉は引き戸とする等、車椅子でも使いやすい形状とすること。 ・利用者の安全を確保するため、手すりを必要箇所に設けること。 ・床は衝撃を吸収する床、例えば厚みのあるラバーのついた床などで仕上げるのが望ましい。 ・壁及び扉ガラスには車椅子等による傷防止策（キックプレート等）が必要なこと。 ・窓や手すりは、誤って転落しないような高さとし、万一に備えて転落防止策を講じること。 ・手すりの開口部は、有効寸法で110mm以下とすること。 ・入居者が日常使用する各室（居室、浴室（脱衣室）、トイレ等）から廊下、屋外又はバルコニーに通ずる出入口の床面には、車椅子の通行の支障となる段差を設けないこと。ただし1階について、既存建物の改修により整備する介護専用型ケアハウスであって、避難経路が確保されており、緊急
			2 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分配慮されたものでなければならないこと。	適・否		
			3 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（避難階段、非常警報設備等）を設けること。	適・否		
			4 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならないこと。	適・否		
			5 建物の設計に当たっては、高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(平成13年国土交通省告示第1301号)及び東京都福祉のまちづくり条例（平成7年東京都条例第33号）を参考として、入居者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できること。	適・否		

介護専用型ケアハウス施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
		・東京都福祉のまちづくり条例第2章第3節、第4節 ・東京都福祉のまちづくり条例第 29 条	6 車椅子使用者用駐車施設及びバリアフリートイレを設置すること。その他、東京都福祉のまちづくり条例の整備基準に適合すること。ただし、介護専用型ケアハウスの整備予定地の区市町村の条例により、整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている場合は、当該条例の整備基準に適合すること。	適・否	・バリアフリートイレ _____ 階 - 便房面積 _____ m² - 手すり (有 ・ 無) - オストメイト用汚物流し (有 ・ 無) - ベビーチェア (有 ・ 無) - ベビーベッド (有 ・ 無)	時に入居者、職員等の避難に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。 ・竣工後に東京都福祉のまちづくり条例第15条第1項又は整備予定地の区市町村が独自に定める条例に規定する整備基準適合証の交付を受け、掲示すること。 ・雨天時の車椅子使用者等の乗降を考慮し、車椅子使用者駐車施設からエントランスまで、屋根又はひさしを設けること。 ・車椅子使用者用駐車施設の付近に利用居室等までの誘導表示を設けること。 ・バリアフリートイレは、エントランス付近に配置するよう努め、建物内の案内板等にその位置を表示すること。また、トイレの入口には、図記号（ピクトグラム）により、車椅子使用者、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等だれもが利用できる旨を表示すること。

介護専用型ケアハウス施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
	規模	・基本指針 ・補助要綱	1 定員は30人以上とすること。 2 1人当たりの延床面積は、39.6平方メートル以上とすること。	適・否 適・否	・入所定員 _____人 ・延床面積（ケアハウス） _____m² ＞定員_____人×39.6 m² ＝ _____ m²	・増築の場合にあつては、増築部分について1人当たりの延床面積39.6平方メートル以上とすることが望ましい。ただし、既存部分と増築部分の合計面積が39.6平方メートル以上あれば差し支えない。
	立地等	・軽費条例第10条 ・軽費施行要領第1の7 ・建築基準法 ・消防法等	1 立地に当たっては、入居者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう配慮すること。 2 整備区域内には、都市計画法第33条第1項第8号により開発行為が禁止されている区域（以下「災害レッドゾーン」という。）を原則として含まないこと。 また、災害レッドゾーンに該当しない場合であっても、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、浸水被害防止区域等、災害による被害が想定される区域に指定されている区域に施設を整備する場合は、安全確保や避難に係る設計上の工夫や設備の設置等の対策を講じること。 3 建設計画に当たり、容積率、防災上の適正な広さなど建築基準法等の関係法令に適合していること。	適・否 適・否 適・否	・災害レッドゾーンを（含む ・ 含まない） ・該当するものに○印を付け、 その他あれば以下に記載 ①土砂災害警戒区域 ②浸水想定区域 ③浸水被害防止区域 ④その他 _____ _____	・災害レッドゾーンとは、災害危険区域（建築基準法第39条第1項）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条第1項）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項）、その他政令で定める地域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域）をいう。

介護専用型ケアハウス施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
施設	ユニット	・軽費規則第5条	1 10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室により構成される区画（以下、「ユニット」という。）を基本的な単位とすること。 2 ユニットの、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常の生活の中でケアを行うものでなければならないこと。 3 ユニットの入居者が、他のユニットを通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。ただし、建物及び土地の形状に極めて制約があり、他のユニット内を通過する以外の移動経路を確保することが困難である場合は、他のユニット内（共同生活室及び諸室を除く。）を通過しても差し支えない。	適・否 適・否 適・否	・居室に近い居住環境の工夫 _____ _____ _____ ・3について、ただし書きの適用（有・無） 有の場合 _____階 ユニット内を通過する以外の経路の確保が困難である具体的な理由 _____ _____ _____	・ユニットの入り口は玄関らしい「しつらえ」とすること。ドアを透過性の高い材質にするなど、ユニット内の様子がユニット外から露見する造りは認められない。 ・同一階に設けるユニット数は偶数であることが望ましい。 ・可能な限り同一ユニット内に介護専用型ケアハウスの居室とショートステイの居室を混在させないこと。
	ユニット 居室	・軽費条例第11条 ・軽費規則第5条 ・特定規則第58条 ・特定施行要領第3の10の2 ・昭和62年9月18日社施第107号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」	1 1室の定員は1人（個室）とすること。ただし、夫婦又はパートナーシップ関係にある二者で利用するなど、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるが、事業者の都合により一方的に2人部屋とする（同室させる）ことは認められないこと。 2 地階に設けてはならないこと。 3 収納スペースを設けること。 4 1室の床面積（内法寸法）は、15.63平方メートル（収納スペース、洗面所（必須）等を除いた有効面積は13.2平方メートル）以上とすること。ただし、2人部屋の場合に	適・否 適・否 適・否 適・否	・各階のユニット定員×ユニット数及び2人部屋の有無 _____階 _____有・無 _____階 _____有・無 _____階 _____有・無 _____階 _____有・無 _____階 _____有・無 _____階 _____有・無	・トイレ及び簡易な調理設備を設けることが望ましい。 ・寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ・床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。 ・ベッドの位置や向きが変えられる広さと構造が望ましい（コンセント類の位置にも配慮すること。）。 ・持ち込んだ家具や物品を利用するための建築的・設備的配慮がされていること。

介護専用型ケアハウス施設整備費補助審査基準

項 目			関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
				あつては、23.45 平方メートル以上とすること。 5 居室の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 6 ブザー等緊急の連絡に必要な設備を設けること。	適・否 適・否 適・否	・居室のうち最小の床面積 _____m² ・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載) _____ _____ _____ ・幅 1.5メートルを下回るバルコニーがある場合の幅及び対策(一部を拡張し、車椅	・画一的な居室設計ではなく、ストレッチャーの移動や二方向介助などに支障のない重度の要介護者のケアにも対応できる広さの居室を設けるなど、入居者の介護度の状態に合わせた居室設計に配慮すること。 【望ましい設備】 ・車椅子の高さに合わせた居室の鍵（室内から開けられること） ・ベッドの高さやリクライニングの角度が手元で調節できる低床ベッド ・部屋ごとの冷暖房設備 ・テレビ視聴の設備 ・横になった状態で照明、空調を手元でコントロールできるスイッチ ・居室の入口には、入居者が自らの居室を認識することが容易となるよう、目線の高さにサイン計画を施すこと。 ・居室に通じるバルコニーは避難階段に接続していること。 ・原則、バルコニーは1.5m幅を有すること。
				7 2 階以上の居室には、車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有する避難・搬送及び消防活動上有効なバルコニーを設けること。			

介護専用型ケアハウス施設整備費補助審査基準

項 目			関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
						子の転回を可能にしている 等) _____m _____ _____ _____	

介護専用型ケアハウス施設整備費補助審査基準

項 目			関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
		共同 生活 室	・軽費規則第5条	1 ユニットの入居者が、談話室、娯楽室、集会室及び食堂として使用することが可能な部屋とすること。 2 同一ユニット内の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 3 共同生活室ごとに簡易な調理設備を適当数設けること。 4 必要な設備及び備品を備えること。 5 1の共同生活室の床面積（内法寸法）は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	・共同生活室のうち最小の床面積_____㎡ $> \text{ユニット定員} \times 2 \text{ ㎡}$ $= \text{_____} \text{ ㎡}$ ・共同生活室付近の手洗い （有・ 無） ・望ましい設備の有無（右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載） _____ _____ _____	・ユニットの共同生活室同士が隣接する場合は、固定壁で仕切ること。 ・食事スペースの他に談話コーナーを設ける等、交流の場が1か所に集中しないよう配慮すること。 ・談話コーナーは利用者の交流の場としてふさわしいしつらえとすること。 ・流し・調理設備は、アイランド式にするなど、介護職員が家事の間もユニットの様子を確認できるような配置とすることが望ましい。 ・高齢者の身体及び状態に適したテーブルや椅子など、必要な設備及び備品を備えること。 ・共同生活室付近に入居者が手を洗える設備を設けること。 【望ましい設備】 ・食器棚 ・冷蔵庫 ・電子レンジ ・食事スペースとリビングスペース（くつろぐことができるテーブル、椅子、ソファなど）の双方 ・車椅子用のシンクや調理台

介護専用型ケアハウス施設整備費補助審査基準

項 目			関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
		洗面所	・軽費条例第 11 条 ・軽費規則第 5 条	1 居室ごとに設けること。	適・否	・洗面部分の概ねの床面積 _____㎡	・介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 ・居室のトイレ内に洗面台を設けた場合であっても、別に居室内に洗面設備を設けること。 【望ましい形状】 ・底がフラットなシンク ・コンセント ・車いす利用者を想定した鏡 ・湯水の温度調整設備 ・認知しやすい水栓金具
		トイレ	・軽費条例第 11 条 ・特定条例第 219 条 ・特定規則第 58 条	1 原則として、居室ごとに設けること。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることも差し支えない。この場合にあっては、共同生活室の近くに 2 か所以上分散して設けること。 なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。 2 居室のある階ごとに設置し、非常用設備（ブザー又はこれに代わる設備等）を備えていること。 3 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。	適・否 適・否 適・否	・設置状況及び箇所数 ①居室ごとに有り_____室 ②<u>居室ごと</u>に無し_____室 ③共同生活室近くのトイレ _____か所 - 洗面設備の有無 (有 ・ 無) ・望ましい設備の有無(右欄に○印を付け、その他あれば以下に記載) _____ _____	・アコーディオンカーテン等を戸の代用とすることは認められない。 ・居室ごとにトイレがある場合でも、共同生活室の近くに最低1か所はトイレを設けること。なお、トイレ内に入居者が手を洗える設備を設けること。 ・居室ごとにトイレがない場合は、少なくともユニットの定員4人につき1か所のトイレを設けること。 【望ましい設備】 ・排泄の自立を促しやすい便器 ・手すり ・洗浄乾燥暖房付便座 ・拭き掃除が行いやすい床材 ・適切な臭い対策

介護専用型ケアハウス施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
	浴室	・軽費条例第 11 条 ・軽費規則第 5 条 ・軽費施行要領第 1 の 8 の(4) ・特定条例第 219 条 ・特定規則第 58 条	1 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。 2 介護を必要とする利用者が入浴できる設備を設置すること。 3 居室のある階ごとに適切な数の個別浴室を設けること。 4 機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保すること。	適・否 適・否 適・否 適・否	・設置状況及び箇所数 ①個別浴室 _____階_____か所 _____階_____か所 _____階_____か所 _____階_____か所 個別浴室のうち最小の床面積_____㎡ ②特殊浴室 _____階_____か所 _____階_____か所 _____階_____か所 _____階_____か所 ③その他(シャワー室等) (何が)_____か所	・浴室は、各ユニット内に設けることが望ましい。ただし、1 ユニットの人数が10人未満の場合はこの限りでない。 ・一の浴室に対し、一の脱衣室を設けること（一の浴室又は脱衣室を固定壁以外の間仕切りで区画して二の浴室又は脱衣室とすることは認められない。ただし、複数の脱衣室が互いに隣接する場合であって、プライバシーが確保されると認められる場合は、脱衣室相互を仕切る固定壁に施錠可能な戸を設けてもよい。） ・一の浴室及びそれに対応する脱衣室について、同時に複数の入所者が利用することは認められない。 ・一の浴室に利用者の身体機能の低下に対応した複数の浴槽を設置する場合であっても、浴室は介助が可能な十分な広さを有し、利用者の安全に配慮されたものであること。 ・プライバシー確保のため、廊下等共用部から脱衣室への出入り口には戸を設けること（アコーディオンカーテン等を戸の代用とすることは認められない。）。 ・ユニット外に浴室を設ける場合は、原則、脱衣室内又は浴室に近接して入居者用のトイレを設けること。 ・脱衣室内にトイレを設ける場合は固定壁により仕切ること（可動間仕切やカーテン等で仕切ることとは認められない。）。 ・脱衣室には、整容を行えるよう鏡及び洗面台を備えること。

介護専用型ケアハウス施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
						【望ましい設備】 ・手すりや移乗台が設置できる構造 ・2方向もしくは3方向から介助が行える構造
	機能訓練室	・特定条例第 219 条 ・特定規則第 58 条	1 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。	適・否	・設置階数及び床面積 _____階_____m²	・施設内に適当な広さの場所が確保できる場合にあっては、設ける必要はないこと。
	調理室	・軽費条例第 11 条 ・軽費規則第 5 条 ・軽費施行要領第 1 の 8 の(5)	1 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 2 食器・調理器具等を消毒する設備、食器・食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。	適・否 適・否	・設置階数及び床面積 _____階 _____m²	

介護専用型ケアハウス施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
	廊下・階段等	・特定条例第 219 条 ・特定施行要領第 3 の 10 の 2 の(4)	1 片側廊下の幅は 1.5 メートル以上、中廊下の幅は 1.8 メートル以上とすること（廊下の幅は内法によるものとし、柱・手すり等の構造物を含めた最も狭い部分において基準を満たすことを要件とする。）。ただし、既存建物の改修により整備する介護専用型ケアハウスであって、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。 2 廊下には手すりを設けること。 3 階段を設ける場合は、両側に手すりがあること。	適・否 適・否 適・否	片廊下 最小の廊下幅 m 中廊下 最小の廊下幅 m	- 廊下の両側に自由に出入りできる出入口が設けられている入居者が日常使用する室（居室、浴室（脱衣室）、トイレ等）がある廊下は、中廊下とみなす。 - 入居者が日常使用しない廊下については、本審査基準は適用しないが、1.2メートル程度あることが望ましい。 - 階段の傾斜は、緩やかにすること。

介護専用型ケアハウス施設整備費補助審査基準

項 目	関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
その他	・軽費条例第 11 条 ・軽費規則第 5 条	1 面談室、洗濯室又は洗濯場、宿直室、事務室その他の運営上必要な設備を設けること。 2 ユニット及び浴室は、3 階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。 (1) 次のいずれかの基準を満たすこと。 イ ユニット又は浴室のある 3 階以上の各階に通じる特別避難階段を 2 以上(防災上避難等に有効な傾斜路を設ける場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外の避難階段を設ける場合は、1 以上)設けること。 ロ ユニット又は浴室のある 3 階以上の各階に通じる屋内の避難階段、エレベーター及び防災上避難等に有効な傾斜路を全て設けること。 ハ ユニット又は浴室のある 3 階以上の各階に通じる屋内の避難階段及び屋外の避難階段、エレベーター並びに車椅子又はストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを全て設けること。 (2) 3 階以上の階にあるユニット又は浴室及び当該設備と地上とを結ぶ廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げること。	適・否 適・否 適・否	・設置階数及び床面積 面 談 室 _____階 m² 洗濯室又は洗濯場 _____階_____m² 宿直室_____階_____m² ・2(1)について該当する項目 イ・ロ・ハ ・避難設備の有無 ①特別避難階段 _____基 ②屋内の避難階段_____基 ③屋外の避難階段_____基 ④傾斜路 _____階から_____階 ⑤エレベーター _____基	・他の設備と区分された一定のスペースを確保し、換気及び衛生管理等に十分配慮した汚物処理室を設けること。 ・汚物処理室には、入居者がむやみに立ち入らないよう、鍵等を備え、ユニットごともしくは2ユニットごとに互いのユニットに近接して設けること。 ・汚物処理室、洗濯室、浴室は近接して設けることが望ましい。 ・汚物処理室からの動線と、調理室からの動線が、重複しないよう配慮すること。 ・傾斜路は入居者の歩行及び輸送車、車椅子の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障のないようその傾斜は緩やかにし、その表面は粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。 ・焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、共同生活室及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。 ・扉や窓及び手すり（裏側に溝のある場合）には、指詰め防止策を施すこと。

介護専用型ケアハウス施設整備費補助審査基準

項 目		関係規定	基 準	判 断	現 状	留意事項
			(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。)により防災上有効に区画されること。 2 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。 3 居室を2階以上に設ける場合は、エレベーターを設けること(倉庫、機械室等で構成される職員が常駐しない階を除く)。 4 各階2か所以上スタッフ用トイレを設けること(倉庫、機械室等で構成される職員が常駐しない階を除く)。	適・否 適・否 適・否 適・否	・その他設備の有無 ①食事用小荷物専用昇降機 _____基 ②洗濯物用小荷物専用昇降機(又はシューター) _____基 ③常夜灯(感応式照明等) ・廊下(有・無) ・共同生活室(有・無) ・居室内のトイレ(有・無) ・居室外のトイレ(有・無) ・その他 _____ ④スタッフ用トイレ _____階 _____か所 _____階 _____か所 _____階 _____か所	・廊下、共同生活室、トイレその他必要な場所に常夜灯を設けること。

防災拠点型地域交流スペース補助審査基準

通知＝社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について(平成17年10月5日付社援発第1005014号厚生労働省社会・援護局長通知)

基 準	判 断	現 状	留意事項
1 要援護者の緊急受入先である防災拠点として、地方公共団体が策定する地域防災計画に位置付けられるか。(通知Ⅱ 3 (1))	適・否	・避難所類型 (一次 ・ 二次 ・ その他()) ・地域防災計画の名称 _____ ・計画への位置付けの時期 令和 _____ 年 _____ 月	・遅くとも開設後最初の計画改定時期までには地域防災計画上の位置付けが見込まれること。 ・避難所としての位置付けは、地域の実情に応じ、区市町村との協議によること。
2 要援護者の受入れに当たっては、協定を締結するなど、必要な介護、物資等について、行政機関、社会福祉関係機関等との協力・支援体制が得られるか。(通知Ⅱ 3 (2))	適・否	・協定の締結先（区市町村は必須） ① _____ ② _____ ③ _____	・被災要援護者の受入れについて、区市町村と協定を締結すること。 ・地元町会や社会福祉関係機関等とも協定を締結することが望ましい。
3 設備の確保（通知Ⅱ 3 (3)、補助要綱）		・地域交流スペースの面積 _____ m² ・想定受入人数 _____ 人 ・備蓄倉庫 _____ 室 _____ m² _____ 人× _____ 日分	・トイレを設けること（東京都福祉のまちづくり条例上設置が必要なバリアフリースペースとの兼用は不可。）。 ・トイレは、地域交流スペース内に車椅子に対応した専用のものを設けることが望ましい。
(1) 大規模型（380 m ² 以上、30 人以上の受入れを想定。）			
ア 要援護者を受け入れた際に使用する食料品等を蓄えるための備蓄倉庫が設置されているか。	適・否		
イ 要援護者が使用することができ、車椅子に対応したトイレが設置されているか。	適・否		
ウ 要援護者の一時的な受入れに必要な手洗い設備及び簡易な調理設備が設置されているか。	適・否	・主な備蓄物資 _____ _____ _____ _____	・また、地域交流スペース外のトイレの使用が想定される場合には、ユニット内のトイレを除き、地域交流スペースに近接して十分な数のトイレが設置されていること。 ・断水、停電も想定した上で、設備・物資を備えること。

防災拠点型地域交流スペース補助審査基準

基 準	判 断	現 状	留意事項
(2) 中規模型（190 ㎡以上、15 人以上の受入れを想定。） ア 要援護者を受け入れた際に使用する食料品等を蓄えるための備蓄倉庫が設置されているか。 イ 要援護者が使用することができる、車椅子に対応したトイレが設置されているか。 ウ 要援護者の一時的な受入れに必要な手洗い設備及び簡易な調理設備が設置されているか。 4 平常時には、多目的スペース等として、地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースとして活用できるか。（通知Ⅱ 3 (4)）	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	・利用可能なトイレの数 (専用) 車椅子対応 室 非対応 室 (共用) 車椅子対応 室 非対応 室 ・手洗い及び調理設備 手洗い 台 調理設備 台 ・その他設備 が 個 が 個 が 個 ・平常時の活用方法 _____ _____ _____ _____	・備蓄倉庫は緊急時の使い勝手を考慮し、最小限の数にまとめ、収納物資を事業継続計画等により職員に周知すること。 ・防災拠点型地域交流スペースは、平常時には多目的スペース等として、地域に密着した独自の事業を実施するために活用すること。ただし、災害時には速やかに要援護者の受入れ体制が確立できる活用方法とすること。例えば、作り付けのテーブルや落下の恐れがある装飾等の設置は、避難生活に必要な空間の確保を阻害する恐れがあるため、防災拠点型地域交流スペースの趣旨に鑑み不適切である。 ・なお、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為など、収益事業に該当する事業の実施については、収益の多寡にかかわらず認められない。